

日本科学史学会賞規定

(2006年5月27日総会決定)

1. 本規定は、日本科学史学会賞の表彰に関して定めたものである。
2. 日本科学史学会賞として下記の賞を設ける。なお各賞の詳細に関しては別途定める。
 - (1) 日本科学史学会学術賞
 - (2) 日本科学史学会論文賞
 - (3) 日本科学史学会学術奨励賞
 - (4) 日本科学史学会特別賞
3. 本表彰は、我が国の科学史および技術史の研究に多大の功績があったと認められる者に対する顕彰を目的とする。
4. 表彰は、毎年1回、日本科学史学会総会においておこなう。
5. 受賞者には、賞状を授与し、記念品を贈呈する。
6. 日本科学史学会賞の選考に当たって、日本科学史学会賞選考委員会を設置する。なお選考委員会委員は、全体委員会において選出するものとする。
7. 学会賞選考の実施に関わる細則は全体委員会の決議によって定める。
8. 日本科学史学会賞選考委員会は、表彰となる業績と受賞者を毎年選び、推薦理由を付して全体委員会に推薦する。
9. 全体委員会は、日本科学史学会賞選考委員会の推薦結果を審議し、表彰を決定する。
10. 全体委員会は、受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、かつ機関誌・会報および本会ホームページに公示する。
11. 本規定は、全体委員会の議を経て総会において変更することができる。

付 則

この規定は、2006年5月27日より実施する。